

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.567
令和6年3月15日発行



おもな内容

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（再周知）	2
印紙税の非課税措置について	2
住宅瑕疵担保履行法による届出手続き等について	3
12月新設住宅着工	4
令和6年度「宅建取引士法定講習」のお知らせ	5
令和6年度「弁護士相談」開催日程のお知らせ	5
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之	6
不動産取引判例集	7
協会の動き・支部だより・会員の異動	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（再周知）

賃貸集合住宅において、入居者がLPガス業者を選択できず特定のLPガス業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後にLPガス料金を巡るトラブルが発生していることを受け、賃貸集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進のため、令和3年6月に資源エネルギー庁より、LPガス事業者に対し、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に対してLPガス料金について情報提供を行うことが依頼されておりましたが、この度、改めて資源エネルギー庁より、LPガス事業者に対し、LPガス料金について情報提供を行うことが依頼されました。

また、令和3年6月に国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してLPガス料金について情報提供を行うことを依頼しておりましたが、改めて国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してLPガス料金について情報提供を行うことの依頼がありました。

つきましては、LPガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるようにするため、下記の事項に関して、改めて周知の依頼がありましたのでお知らせします。

LPガスが供給される賃貸集合住宅について、賃貸借の仲介を行う宅地建物取引業者が、入居募集中の賃貸集合住宅の物件に関し、当該賃貸集合住宅を管理する所有者又は不動産管理会社から、当該物件に係るLPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある資料（「LPガス料金表」等）の提供を受けている場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、あらかじめ情報提供すること。

印紙税の非課税措置について

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、以下の区域が対象に追加されましたのでお知らせします。

※ ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問合せください。

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令6・1・1	令和6年能登半島地震	・富山県（県内全域）

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

住宅瑕疵担保履行法による届出手続き等について

新築住宅の請負人または売主（建設業者や宅地建物取引業者）が、新築住宅を引き渡す際には、「住宅瑕疵担保責任保険への加入」または「住宅瑕疵担保保証金の供託」が必要です。

なお、住宅瑕疵担保責任保険は、国土交通大臣が指定する保険法人と契約を締結することになります。

新築住宅を引渡す場合には、資力確保措置に加えて、その措置についての発注者又は買主への説明や年1回の基準日（3月31日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に許可・免許行政庁への届出が必要です。

今回、届出基準日が到来しますので、届出が必要となる事業者の方は、4月21日（行政機関の休日にあたるときはその翌開庁日）までに必ず届出を行って頂きますようよろしくお願いいたします。

「基準日届出」については、現在オンラインで行政庁への届出を行うことができるシステムの運用が開始されており、令和5年3月31日基準日時点では対象者を地方整備局等に届出を行う事業者のうち保険のみで資力確保措置を行う事業者に限定してされていましたが、令和6年3月31日基準日より、地方整備局等に届出を行う事業者のうち、供託のみの事業者及び保険・供託併用で資力確保措置を行う事業者についてもオンラインでの届け出が可能となりましたのでお知らせします。利用できるのは国土交通省地方整備局等に届出を行う事業者（大臣免許等）で、都道府県への届出を行う事業者（知事免許等）は、現在のところ利用はできません。

詳細につきましては、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000151.html）をご覧ください。

○ 利用条件

システムの利用には、gBizID プライムのアカウントが必要です。

※ gBizID とは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、デジタル庁が運用しています。gBizID に関するお問合せは、gBizID ホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）よりお願いします。

なお、gBizID エントリーでは、本システムの利用ができませんのでご注意ください。

○ 住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きについて

対 象：過去10年間に新築住宅を引き渡した実績のある建設業者・宅地建物取引業者

内 容：基準日は3月31日の年1回です。

対象事業者は、毎年4月21日（行政機関の休日にあたるときはその翌開庁日）までに、基準日前1年間分（4/1～3/31）の資力確保措置（保険加入等）の状況について届出をする必要があります。

※ 従来どおり、基準日前1年間の新築住宅の引渡し実績が0戸であっても届出は必要です。

12月新設住宅着工

国土交通省がまとめた12月の新設住宅着工戸数は、分譲住宅が前年同月比5.5%増の2万1,320戸と7カ月ぶりの増加となったものの、持ち家が同13.8%減の1万7,031戸と25カ月連続の減少、貸家でも同3.6%減の2万5,869戸と5カ月連続の減少となったため、12月の新設住宅着工戸数全体では、同4.0%減の6万4,586戸と7カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同5.8%減の501万8千㎡と11カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同3.1%増の81万4千戸となり、先月の減少から再び増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同13.7%減の1万5,574戸と24カ月連続の減少、公的資金分でも同14.9%減の1,457戸と26カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、民間資金分が同2.9%減の2万4,113戸と2カ月連続の減少、公的資金分でも同13.2%減の1,756戸と3カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

分譲住宅では、戸建て住宅が同4.2%減の1万1,470戸と14カ月連続の減少となったものの、マンションが同19.8%増の9,722戸と先月の減少から再び増加となったため、全体でも増加となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同27.7%減の360戸と10カ月連続の減少、貸家が同36.1%減の131戸と3カ月連続の減少、分譲住宅でも同39.9%減の143戸と3カ月ぶりの減少となったため、岐阜県全体では、同32.5%減の635戸と5カ月連続の減少となりました。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同9.2%減の3,714戸と減少となったものの、貸家が同0.1%増の9,694戸、分譲住宅でも同12.0%増の1万873戸と増加となったため、首都圏全体では同3.2%増の2万4,332戸となりました。

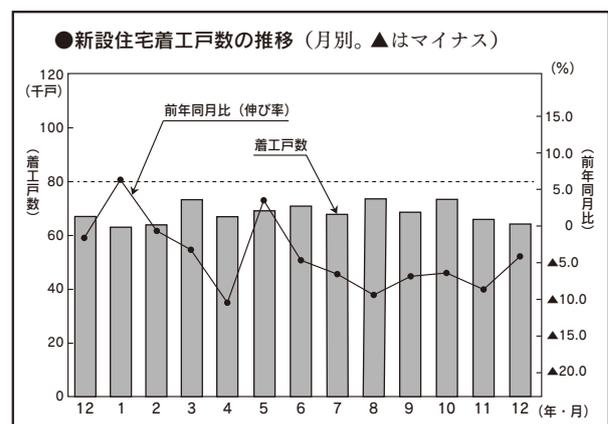
中部圏では、分譲住宅が同4.8%増の2,265

戸と増加となったものの、持ち家が同13.5%減の2,547戸、貸家でも同19.9%減の2,248戸と減少となったため、中部圏全体では同10.7%減の7,093戸となりました。

近畿圏では、分譲住宅が同2.7%増の3,060戸と増加となったものの、持ち家が同10.0%減の2,250戸、貸家でも同11.1%減の4,807戸と減少となったため、近畿圏全体では同7.1%減の1万205戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの分譲住宅が同50.3%増の520戸と増加となったものの、持ち家が同19.1%減の2,112戸、貸家でも同5.8%減の4,745戸と減少となったため、全体では、同7.0%減の7,444戸と7カ月連続の減少となりました。

2×4では、持ち家が同1.3%減の2,419戸、分譲住宅でも同24.5%減の757戸と減少となったものの、貸家が同8.9%増の3,964戸と増加となったため、全体では、同0.4%増の7,150戸と先月の減少から再び増加となりました。



[infomation] インフォメーション

令和6年度「宅建取引士法定講習」のお知らせ

令和6年度本会が実施する宅地建物取引士法定講習の実施日程をお知らせします。

法定講習は宅建試験合格後1年を経過している方、取引士証の有効期限の更新を希望される方(有効期限の満了する前6ヶ月以内に行われるものを受講)の取引士証の交付を目的に行われます。

対象者の方には、予め開催通知をご送付しますので、有効期限が失効することのないようご注意ください。

なお、法定講習は、「座学講習」、「Web講習」の選択制により受講ができます。実施方法の詳細や受講日の変更については、協会事務局(TEL 058-275-1551)までご連絡下さい。

※ 本会以外の団体が実施する講習の案内が届く場合がございますが、受講申込みの際には必ず実施団体(宅建協会)を確認して間違いのないようにお申込みください。

講習日	対象者の有効期限	講習会場
令和6年4月16日(火)	令和6年8月29日～令和6年10月1日	OKBふれあい会館
令和6年6月20日(木)	令和6年10月3日～令和6年12月1日	OKBふれあい会館
令和6年9月27日(金)	令和6年12月2日～令和7年1月31日	OKBふれあい会館
令和6年11月7日(木)	令和7年2月2日～令和7年3月1日	OKBふれあい会館
令和6年12月10日(火)	令和7年3月2日～令和7年4月5日	OKBふれあい会館
令和7年2月5日(水)	令和7年4月6日～令和7年5月20日	OKBふれあい会館
令和7年3月7日(金)	令和7年5月25日～令和7年7月14日	OKBふれあい会館

令和6年度「弁護士相談」開催日程のお知らせ

本会では、毎月第3木曜日※に本部相談所において顧問弁護士による「弁護士相談」を実施しています。

相談対象者は、会員、消費者を問いませんので、相談を希望される方は、協会事務局(TEL 058-275-1551)までお申込みください。

※ 予約制で行いますので、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※ 面接による相談のみとなり、電話での相談には応じることができません。

1. 相談場所 本部無料相談所(岐阜県不動産会館)
2. 実施日 毎月第3木曜日(都合により日程等を変更することがあります。)
3. 相談時間 13:30から16:00(一相談者につき30分(5名)程度)

○ 令和6年度開催日程

実施日	実施日	実施日	実施日
4月18日(木)	5月16日(木)	6月20日(木)	7月18日(木)
8月22日(木)※	9月19日(木)	10月17日(木)	11月21日(木)
12月19日(木)	1月16日(木)	2月20日(木)	3月27日(木)※

※第4木曜日

第10回 Learn through Legal thinking

善良な管理者の注意



顧問弁護士 浦田 益之

事例

借主Xは、貸主Y1から、不動産業Y2の仲介により、車8台が置ける駐車場にする目的で本件土地を賃借して使い始めた。

本件土地は舗装されておらず、雨が2、3日も続くと、地面はかなりの程度ぬかるみ、駐車中の車を出すには他の車で牽引する必要があった。

Xは、Y1に対し、再三本件土地に砂利を入れるなどして、使用可能な状態にするよう求めたが、Y1は、一部に砂利を入れて車2台分のスペースを改善したが、それ以外の催告には応じなかった。

ところで、Y1もY2も、前から本件土地がぬかるみやすく難点のあることを知っていたが、駐車場として使用できると説明していた。

その後、営業用車両の駐車場としては使用不可となったことから、Xは、Y1との間で、当該賃貸借契約を解除したうえ、債務不履行に基づく損害賠償の訴えを起こした。

Y2に対しては、本件土地の使用状況につき、事実を開示して説明すべきであった（告知があれば契約することはなかった）として、不法行為に基づく損害の賠償を求めた。

1. Y1は、修繕義務違反を免れないか。

Xも、本件土地の状況を見て借りていたとすると、どうなる。

2. Y2の場合、告知義務違反になるか。

それによって「不法行為責任」まで問われるのか。

判決結果

Y1は修繕義務を尽くしていない。

Y2は、Xを欺したことであり、不法行為に基づく損害の賠償を命じた。



投資用物件の売買契約後、媒介業者より説明を受けていた利回りが得られる見込みがないとして手付解除した買主に対して媒介業者が媒介報酬の支払を求めた事案において、媒介業者には購入物件の収益性について調査し正確な情報を提供すべき義務があったとして、請求した約定報酬額の半額のみが認められた事例

(東京地裁 令和3年2月25日判決)

【事案の概要】

投資用物件を探していたY(個人)は、平成30年12月21日、投資用物件サイトを運営する媒介業者Xの媒介により、売主業者Aとの間で新築未完成の賃貸アパート(6室)を4780万円で購入する売買契約を締結し、手付金100万円を支払った。また、XとYは、同日付で専属専任媒介契約を締結し、同契約では約定報酬額を155万円余、その支払時期を平成31年3月29日の最終残金決済時とする旨が定められた。

本件売買契約締結に至るまでの経緯は以下のとおりであった。

- ① YはXに対して、利回り10%程度の物件であることを希望として伝えていた。
- ② 売主業者Aから本件物件の売却媒介依頼を受けていたXは、収益性査定会社B社がAに交付した資料を元に満室想定で「収入458万円/利回り9.79%」とする物件概要書をYに提示した。
- ③ その後、Aが本件物件を隣地の棟と取り違えて広告に情報掲載していることが判明したため、XはAに交渉のうえ、本物件の売買価格を100万円引き下げて4780万円とする話をまとめ、改めて「収入458万円/利回り9.59%」とする物件概要書をYに提示した。しかし、この際、Xは、利回りの前提である収入額を隣地の棟のものそのまま計算してしまっていた。
- ④ 他方、Yは、契約前、他業者に本物件の賃料収入が適正かの確認を取ったところ、各部屋の設定賃料が少し高く、このままでは賃借人が入居しないのではないかと意見を述べられた。しかし、Yは、この売買価格で売買契約を締結した。

本件売買契約の3日後、YはXに、賃借人が実際に入居するのか不安であると相談をしたため、Xは、B社による再査定を提案した。その結果、満室想定で「収入433万円/利回り9.06%」との査定となった。

本件物件の収益性に不満や不安を感じたYは、平成31年2月4日、Aに対して、本件売買契約を手付解除した。

XはYに対して約定報酬額155万円の支払いを求める訴訟を提起した(第1事件)。

これに対してYは、本件物件の収益性についての調査義務違反による債務不履行ないし不実告知の不法行為が成立する旨を主張して、手付金相当額100万円の損害賠償請求訴訟を提起した(第2事件)。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を一部認容し、Yの請求は棄却した。

(Xの媒介報酬請求権(第1事件))

宅地建物取引業者は、媒介業務において、媒介契約の本旨に従って善良なる管理者としての注意をもって、その者が当該売買契約を締結することによって目的を達成できるか否かを判断できるようにするために、重要事項につき事前に調査をして正確な情報を提供して適切に説明すべき義務を負う。

一般に投資用不動産を購入するか否かに当たって買主が主として着目するのは利回りであり、YはXに対して利回り10%以上の物件を希望する旨を伝えていたことに照らせば、本件不動産の収益性は売買契約の目的を達成するために重要な事項であったといえる。

したがって、Xは、本件売買契約が締結されるまでの間に、本件不動産に係る年間収入の査定をしていたB社に対して自ら直接問い合わせしたり、本件不動産の周囲にある賃貸物件の状況を地元の不動産業者やインターネットから情報収集をして比較するなどの調査をすべきであったといえ、そうしていれば、本件不動産の利回りが新物件概要書に記載された9.59%を下回ることは容易に判明したものと考えられる。

したがって、XがYに対して本件媒介契約に基づく約定の報酬金の全額を請求することは信義に悖るものとして権利の濫用であると解するのが相当であり、XのYに対する本件媒介契約に基づく報酬請求権は、約定額である155万円余のうち5割である77万円余の限度に制限されるべきである。

(Yの損害賠償請求権 (第2事件))

Xは本件不動産の収益性について調査をして正確な情報を提供して適切に説明すべき注意義務に違反しており、本件媒介契約の債務不履行に当たるといべきである。

もっとも、Yは、他の不動産業者からXの提示に係る本件不動産の賃料収入の設定について疑問がある旨の意見を述べられながら、Xに本件不動産の収益性に関する更なる調査を求めることなく本件売買契約を締結するに至っており、Xが上記注意義務に違反しなければYが本件売買契約を締結しなかったとまで認めるには足りない。

そうすると、Xによる債務不履行と、本件売買契約に係る手付金及び本件媒介契約に基づく報酬金に相当する損害との間に相当因果関係があるとはいえず、YはXに対して上記債務不履行に基づいて上記損害の賠償を求めることはできない。

【まとめ】

媒介報酬は、媒介業者の媒介によって売買契約が有効に成立したという成果の対価であり、報酬請求権は売買契約時に成立する。そして、特約がない限り、その後に媒介依頼者の都合で手付解除による契約解除がなされても報酬請求権自体の成立には影響しないとするのが基本的な考え方であろう。

本事例は、この考え方を前提として、媒介報酬請求権自体の成立を認めたものの、他方で、投資用不動産サイトを運営する媒介業者が購入物件の収益性についての適切な調査を怠りながら約定報酬全額を請求することは信義に悖る権利の濫用であるとして、半額の請求のみを認めたものである。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

年度末（3月）の退会について

令和6年度の会費請求は、令和6年4月1日現在の所属会員に対して行われますので、令和5年度内の退会を希望される場合は、3月29日(金)までに所属支部へ所定の用紙による届出を怠らないようご注意ください。

協 会 の 動 き

- 2月2日
- ・東海公取協総務・調査指導合同委員会
名古屋市：山本会長、土屋常務理事出席
 - ・(公社)中部圏不動産流通機構法務・指導委員会
名古屋市：山本会長出席
- 2月5日
- ・(公社)中部圏不動産流通機構企画・事業委員会
名古屋市：瀬上常務理事出席
- 2月6日
- ・第6回法定講習会
- 2月7日
- ・全宅連予算調整会議
山本会長出席
 - ・第3回総務・財務合同委員会
 - ・第62回岐阜県国土利用計画審議会
岐阜市：田中常務理事出席
- 2月14日
- ・第4回常任理事会・常任幹事会
 - ・(公社)岐阜県不動産鑑定士協会との懇談会
- 2月15日
- ・宅建ぎふV o l . 5 6 6 発行
 - ・弁護士相談
 - ・第3回県下統一研修会（中濃地域）
- 2月16日
- ・全宅連第4回総務財務委員会
高松市：山本会長出席
 - ・第3回県下統一研修会（東濃地域）
- 2月19日
- ・(公社)中部圏不動産流通機構総務・財政委員会
名古屋市：臼井常務理事出席
 - ・(公財)不動産流通推進センター第2回通常理事会
山本会長出席
- 2月20日
- ・全宅連近畿・中部地区連絡会合同会議
金沢市：山本会長出席
- 2月21日
- ・開業支援セミナー
- 2月22日
- ・全宅連第3回監査会
東京：山本会長出席
- 2月26日
- ・第2回岐阜県固定資産評価審議会
岐阜市：内山常務理事出席
- 2月27日
- ・(公社)中部圏不動産流通機構正副会長・委員長合同会議
名古屋市：山本会長、瀬上常務理事出席
- 2月28日
- ・岐阜県居住支援協議会
岐阜市：山本会長、大橋事務局長出席
 - ・第3回県下統一研修会（岐阜地域）
- 2月29日
- ・宅建試験事務説明会
磯西・岡戸職員出席
 - ・第3回県下統一研修会（西濃地域）

支

部

だ

よ

り

岐阜中支部

- 2月1日
支部研修会
- 2月7日
第3回幹事(監査)会
- 2月20日
巡回相談(岐阜市役所)
- 2月26日
入会審査会
- 2月27日

巡回相談(岐阜市役所)

岐阜南支部

- 2月5日
第3回人材育成委員会
- 2月6日
巡回相談(岐阜市役所)
- 2月7日
巡回相談(各務原市役所)
- 2月8日

第4回幹事会

- 2月13日
第2回役員選考委員会
- 2月16日
第4回人材育成委員会
- 2月21日
巡回相談(羽島市役所)

岐阜北支部

- 2月5日

第3回正副支部長会議 2月8日 第6回幹事会 2月13日 巡回相談(岐阜市役所) 2月15日 第4回移動相談会(岐阜市 西部コミュニティセン ター、山県市役所、巢南公民 館、本巣市役所系貫分庁舎)	2月19日 I T研修会 中濃支部 2月5日 第5回幹事会 2月13日 巡回相談(関市総合福祉会 館) 2月20日 巡回相談(美濃加茂市生涯 学習センター)	2月2日 巡回相談(多治見・土岐・瑞 浪・恵那・中津川市役所) 2月9日 第4回役員(幹事)会 2月26日 第5回役員(幹事)会 第1回選挙管理委員会 飛騨支部 2月6日 第5回役員会 2月22日 I T研修会
西濃支部 2月7日 巡回相談(養老中央公民館)	東濃支部	

— 会 員 の 異 動 —

入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代表者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電話番号 FAX番号	事務所所在地	〒
---------------	--------	----------------	----------	---------------	--------	---

【岐阜南支部】

(1) 5306 6. 1. 29	(株) ウ イ ズ	藤原 亜沙美	藤原 亜沙美	058-260-5559 058-260-5560	羽島市福寿町平方2-55	501-6257
大(4) 6857 31. 4. 20	タマホーム(株) 各務原店	玉木 康裕 (尾関 宏紀)	安藤 昭夫	058-379-2310 058-379-2311	各務原市鵜沼各務原町1-227-2	509-0141

【東濃支部】

(1) 5298 5. 12. 18	ハピネス(株)	中山 桃圭	中山 桃圭	090-8547-5550 0572-51-1106	土岐市土岐津町高山373-1	509-5121
-----------------------	---------	-------	-------	-------------------------------	----------------	----------

退 会 者

支部	商号	代表者	事務所所在地	備考	頁
岐阜南	(有) 三谷製材所	三谷 善康	羽島郡笠松町門間1025	期間満了	26
岐阜北	合同会社エスエイチコーポレーション	小川 伸	瑞穂市別府782-3	廃業	32
西濃	(有) 水都不動産	桑原 市朗	大垣市林町5-71-5	廃業	37
中濃	カネ井不動産	藤井 邦夫	関市巾2-174-1	廃業	52
飛騨	三友不動産	赤羽根 智樹	高山市下岡本町2176-11	廃業	80

変更事項 (2月)

支部	商号	変更事項	変更内容		頁
			旧	新	
岐阜中	アサヒグローバルホーム(株) グローバルバリューホーム岐阜店	政令使用人	川田龍一郎	川出明洋	8
岐阜中	(株) H E S T A 大倉 岐阜支店	政令使用人	古小路英昭	川野孝晃	9
		専任取引士	古小路英昭	川野孝晃	

岐阜中	(株) ニ ッ シ ョ ー 岐阜支店	専任取引士		大井富士夫	11
岐阜中	Apaman Property(株) 岐阜店	政令使用人	黒田智久	津村隼大	—
		専任取引士	黒田智久		
岐阜南	(株) アクトアコーディング	所在地	〒500-8462 岐阜市加納神明町6-1	〒500-8359 岐阜市六条北2-10-27	16
岐阜南	(株) ニ ッ シ ョ ー 岐阜鶯支店	所在地	〒500-8281 岐阜市東鶯3-54-1	〒500-8288 岐阜市中鶯3-25-1	18
		専任取引士	横山恵子	柴山昇子	
岐阜南	(株) ヤ マ カ 木 材 シンプルホーム営業所	専任取引士		吉川覚博	18
岐阜南	(株) 伊 田 屋 岐阜支店	代表者	河尻吉雄	河尻雅次	25
		専任取引士	三島潤也	鴨川剛士	
岐阜北	(株) 極 東 岐阜瑞穂店	専任取引士	間宮弘恵		32
岐阜北	タ マ ホ ー ム (株) 瑞穂店	専任取引士	河野恵梨香	田中誉人	32
岐阜北	(株) 鷺 見 建 設	代表者	鷺見芳男	林幸弘	—
西 濃	(株) ニ ッ シ ョ ー 大垣支店	専任取引士	柴山昇子	今津ほのか	38
西 濃	(株) ニ ッ シ ョ ー 大垣北支店	専任取引士	今津ほのか		38
西 濃	平 成 興 産 (株)	専任取引士	後藤有宏		42
中 濃	藤 不 動 産 (株)	専任取引士	佐藤秀明	藤吉紀美	56
中 濃	す み れ リ ビ ン グ (株) 可児店	専任取引士	河村有紀子		58
中 濃	マ ル イ 不 動 産 (株) 可児支店	政令使用人	小川知子	長谷部一弘	59
		専任取引士	小川知子	長谷部一弘	
東 濃	マ ル イ 不 動 産 (株)	政令使用人	長谷部一弘		73
		専任取引士	長谷部一弘	小川知子、河村有紀子	
東 濃	(株) 丸 善 住 宅	所在地	〒507-0037 多治見市音羽町4-32-1 オリエンタルプラザ107	〒507-0901 多治見市笠原町1463-1	73
		T E L	0572-28-3230	0572-44-2331	
		F A X	0572-28-3231	0572-44-2329	
東 濃	マ ル イ 不 動 産 (株) 中津川支店	専任取引士	加藤有		74
飛 騨	(株) 伊 田 屋	代表者	河尻吉雄	河尻雅次	83

※ 頁の欄は、「令和4・5年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

「訃報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支部	商号	代表者	逝去者	続柄	逝去年月日
中濃	藤田不動産(株)	藤田 恵	藤田 一	配偶者	令和6年2月9日

[不動産キャリア]サポート研修制度
取引実務の基礎を網羅

めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!

頑張るあなたを
応援します!



資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
 - ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。
- 受講料 8,800円(税込)



テキスト
+Webで
いつでも
学習

イメージキャラクター 佐藤まり江さん



公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会

不動産キャリアパーソンで 検索



調査の実施についてのお知らせ

2024
(令和6)年



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民生活基礎調査 を実施します

今年は皆さまがお住まいの地域で
実施することになりました

4月の中旬頃から、調査員が伺います。
調査へのご協力をお願いします。

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、**4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。**
- 答えていただいた内容は、**統計を作るためだけに用いられます。**
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。
- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された**地方公務員**です。**お宅を訪問するときには、『調査員証』を携帯しています**のでご確認ください。

? 2024(令和6)年 国民生活基礎調査 とは

6月6日と7月11日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が1986（昭和61）年から実施しており、今回が38回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。本年は、皆さまがお住まいの地域が調査対象となりました。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

※ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

詳しくは、厚生労働省の
ホームページをご参照ください。

国民生活基礎調査

検索



国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月22日～調査期間中

午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用になれます）

(調査の実施についてのお知らせ)



(2024(令和6)年国民生活基礎調査のポスター)



「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和6年2月29日現在
所属会員 1,133名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）
会長・本部長 山本 武久
（編集責任者）
情報提供委員長 白井 博幸